

長岡市の障害者福祉の状況について(令和2年度)

■身体障害者手帳所持者数

R3.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	74	742	2,199	3,015
2	19	376	1,020	1,415
3	18	339	1,363	1,720
4	12	372	1,641	2,025
5	6	159	372	537
6	11	117	579	707
計	140	2,105	7,174	9,419

■療育手帳所持者数

R3.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
重度(A)	147	577	137	861
中・軽度(B)	272	1,082	153	1,507
計	419	1,659	290	2,368

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

R3.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	0	80	83	163
2	55	1,489	330	1,874
3	3	173	26	202
計	58	1,742	439	2,239

■自立支援医療(精神)受給者数

R3.3.31現在 (人)

受給者数	4,369
------	-------

■障害サービス別利用者数

(延利用人数)

サービス区分	R2年度
居宅介護	2,862
重度訪問介護	20
同行援護	428
行動援護	61
短期入所	1,532
施設入所支援	3,671
生活介護	7,214
療養介護	900
自立訓練(機能訓練)	27
自立訓練(生活訓練)	304
宿泊型自立訓練	195
就労移行支援	809
就労継続支援A型	1,172
就労継続支援B型	8,441
共同生活援助	3,610
就労定着支援	429
計	31,675

■計画相談支援・障害児相談支援等

R3.3.31現在

※委託相談はR2年度年間実績

相談支援事業所別 (件)

事業所	計画相談	障害児相談	委託相談
ふかさわ	491	21	1,190
あさひ	522	44	7,180
越路ハイム	144	-	1,120
サンスマイル	-	3	7,385
さんわ	200	22	-
とちお	113	1	337
長岡療育園	194	114	-
クオリード	48	-	-
ピュアはーと	16	42	-
柿が丘学園	-	58	-
銀河	20	51	-
あすなろ	10	112	-
ふぁーれ	49	-	-
わしま	19	-	-
市外事業所	178	2	-
計	2,004	470	17,212

※「あさひ」には「分室こしじ」分を含む。

※障害サービス利用者でケアプラン対象者は除く。

■障害者虐待

1 通報件数 (実件数)

	R2年度
通報件数	53
虐待と認められた数	14

2 虐待として関わった
ケースの内訳

①虐待の種類(複数回答)

	R2年度
身体的虐待	13
性的虐待	0
心理的虐待	3
放棄・放置	0
経済的虐待	0
合計	16

②障害種別(複数回答)

	R2年度
身体障害	1
知的障害	6
精神障害	8
その他の障害	0
不明	0
合計	15

③虐待者別(複数回答)

	R2年度
養護者	13
施設従事者	1
使用者	0
合計	14

■成年後見制度

(件)

区分	R2年度
市長申立	3
報酬等助成	23

令和2年度 障害者基幹相談支援センターの相談対応実績

1 相談件数

相談対象者数（新規のみ）			相談延べ回数（全体）		
R2年度	R元年度	増 減	R2年度	R元年度	増 減
119人	249人	△130人	2,159回	1,783回	376回

2 相談対象者の年齢階層別内訳

	相談対象者数（新規のみ）			相談延べ回数（全体）		
	R2年度	R元年度	増 減	R2年度	R元年度	増 減
就学前	4人	1人	3人	22回	20回	2回
小学生	0人	1人	△1人	0回	1回	△1回
中学生	0人	2人	△2人	0回	13回	△13回
高校生等	5人	12人	△7人	36回	54回	△18回
19才～64才	109人	215人	△106人	2,055回	1,639回	416回
65才～	1人	18人	△17人	46回	56回	△10

3 相談対象者の地域別内訳

	相談対象者数（新規のみ）			相談延べ回数（全体）		
	R2年度	R元年度	増 減	R2年度	R元年度	増 減
旧長岡	102人	158人	△56人	1,784回	1,359回	425回
中之島	3人	21人	△18人	63回	66回	△3回
越路	7人	4人	3人	110回	36回	74回
三島	0人	4人	△4人	9回	50回	△41
山古志	0人	0人	0人	0回	0回	0回
小国	0人	0人	0人	0回	8回	△8回
和島	0人	6人	△6人	129回	78回	51回
寺泊	1人	2人	△1人	4回	14回	△10回
栃尾	1人	2人	△1人	9回	7回	2回
与板	1人	1人	0人	8回	17回	△9回
川口	3人	2人	1人	18回	4回	14回
市外	0人	41人	△41人	23回	127回	△104回
不明	1人	8人	△7人	2回	17回	△15回

4 相談対象者の障害種別内訳（主たる障害）

	相談対象者数（新規のみ）			相談延べ回数（全体）		
	R 2年度	R 元年度	増 減	R 2年度	R 元年度	増 減
身体障害	11人	8人	3人	220回	147回	73回
知的障害	29人	92人	△63人	708回	471回	237回
精神障害	66人	137人	△71人	1,115回	1,017回	98回
発達障害	7人	4人	3	68回	34回	34回
高次脳機能障害	0人	0人	0人	1回	0回	1回
難病	4人	0人	4人	14回	0回	14回
その他（不明等）	2人	8人	△6人	33回	114回	△81回

5 相談の相手方別内訳

	相談延べ回数（全体）		
	R 2年度	R 元年度	増 減
警察	551回	390回	161回
県・市町村・保健所	389回	378回	11回
相談支援事業所	367回	313回	54回
本人・家族等	337回	290回	47回
医療・介護機関	101回	120回	△19回
サービス提供事業所	75回	31回	44回
学校・児童相談所	23回	65回	△42回
その他	316回	196回	120回

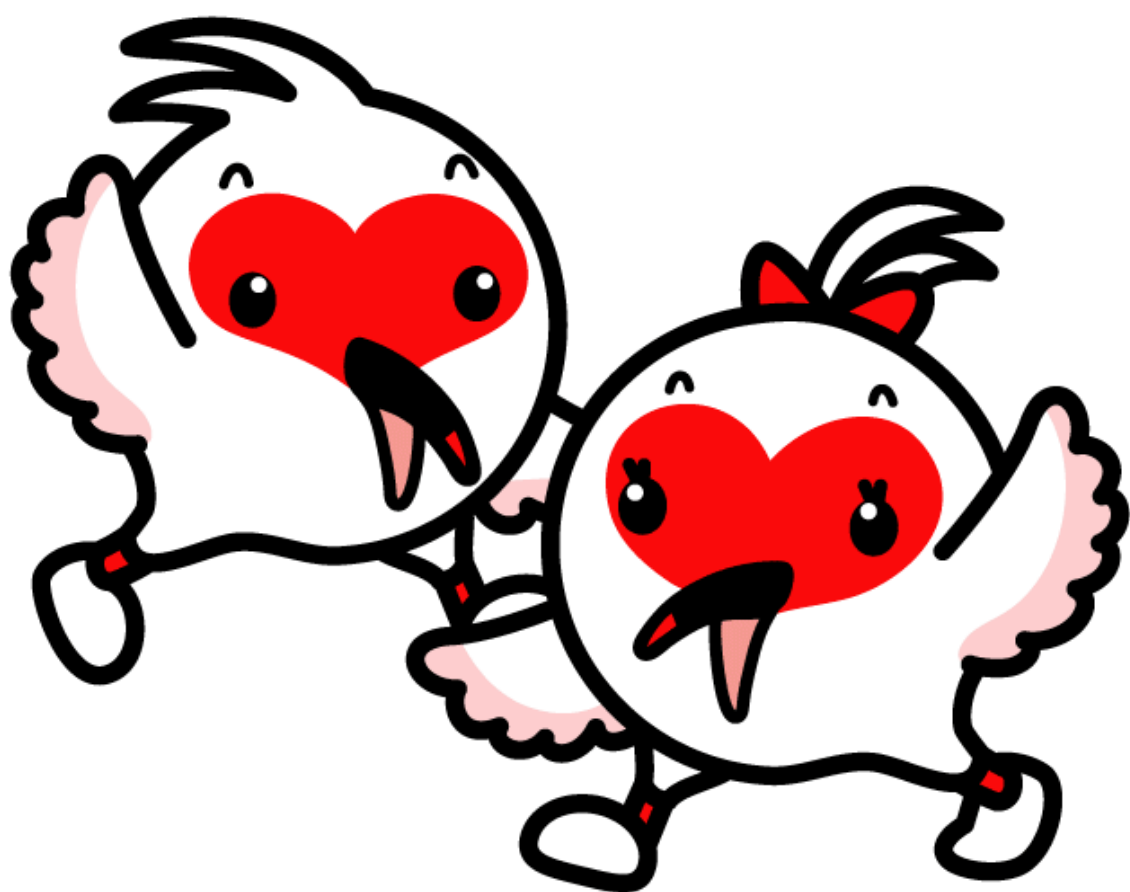
6 主な相談内容（重複あり、相談延べ件数（全体）に対する主な割合）

	相談延べ件数（全体）に対する割合		
	R 2年度	R 元年度	増 減
家族関係・人間関係に関する支援	18.8%	17.7%	1.1%
家計・経済に関する支援	13.0%	7.8%	5.2%
権利擁護に関する支援	11.5%	10.5%	1.0%
健康・医療に関する支援	10.9%	11.0%	△0.1%
支援体制に関する支援	10.7%	11.4%	△0.7%

7 相談に対する主な対応内容（重複あり、対応延べ件数（全体）に対する主な割合）

	対応延べ件数（全体）に対する割合		
	R 2年度	R 元年度	増 減
助言、技術指導	48.1%	42.4%	5.7%
情報提供	29.7%	33.0%	△3.3%
連絡、調整	17.9%	20.4%	△2.5%

長岡市障害者自立支援協議会 運営の手引き



令和3年4月

長岡市福祉課 障害者基幹相談支援センター

はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというのではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

○ 役割

- ・ 関係者による委員で構成
- ・ 運営会議で議論された方向性などを確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

○ メンバー（例）

- ・ 障害当事者
- ・ 障害当事者の家族（家族会）
- ・ 商工会議所
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 公共職業安定所
- ・ 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設（入所施設）
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- ・ 児童相談所
- ・ 宅地建物取引業協会
- ・ ライオンズクラブ（企業）

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター、福祉課

○ 会議の開催

年2回程度（7月・3月頃）

2 運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング移行又は設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

○ 役割

<地域課題の取扱いに関すること>

- ・ 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- ・ 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- ・ 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- ・ 専門部会での検討事項等について調整
- ・ ワーキングへの移行又は設置の判断とワーキングメンバーの選定
- ・ 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- ・ 課題検討、取組状況の進捗管理
- ・ 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

<協議会の運営に関すること>

- ・ 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

■ 役割を担う上での心得

- ・ 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- ・ 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

○ メンバー（例）

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

- ・ 協議会会長、副会長
 - ・ 障害者就業・生活支援センター
 - ・ 障害者地域生活支援センター（圏域センター）
 - ・ 障害福祉サービス提供事業所
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 保健・医療機関
 - ・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
 - ・ 子ども家庭センター
 - ・ 委託相談支援事業所
 - ・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
 - ・ その他、広い見識を持つと認められる者
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター

○ 事務局の役割

- ・ 課題の収集、管理
- ・ 専門部会の新規立ち上げの判断
- ・ ワーキングメンバー候補者の提示
- ・ ワーキングメンバーの依頼
- ・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
- ・ 運営会議の運営に係る庶務

○ 会議の開催

毎月 1 回開催

※状況により開催しない場合がある。

3 専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

(1) 専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

【平成 29 年度からの体制について】

地域課題をより効果的に検討していくため、長岡市においては平成 27 年度から協議会のあり方について検討してきました。その結果、下記の部会を設置することとしました。

- ・ 相談体制部会 (平成 28 年度～)
- ・ 相談支援部会 (平成 28 年度～)
- ・ 就労部会 (平成 28 年度～)
- ・ 地域づくり部会 (平成 29 年度～)
- ・ どこだれ部会 (平成 28 年度～／平成 30 年度名称変更
令和 2 年度末で終了)
- ・ サービス受け皿検討部会 (令和 3 年度～)

なお、協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、専門部会の構成も固定化するのではなく、こうした状況等に見合った体制に随時見直すものとします。

○ 役割

- ・ 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- ・ 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- ・ 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- ・ 地域課題に対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- ・ 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- ・ 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

【相談体制部会】

- ・ 相談支援体制における課題について検討

【相談支援部会】

- ・ 日々の個別支援を通して抽出された地域課題の検討

【就労部会】

- ・ 就労定着支援の活用と定着率向上について検討

【地域づくり部会】

- ・ 地域生活支援拠点機能等について検討

【サービス受け皿検討部会】

- ・ 希望する福祉サービスが利用できる体制づくりの検討

■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようとする、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかったりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

○ メンバー（例）

相談体制部会	相談支援部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 障害者地域生活支援センター（圏域センター） ・ 地域振興局 ・ 福祉課 ・ 子ども・子育て課 ・ 障害者基幹相談支援センター ※必要に応じて各種関係機関も参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者地域生活支援センター（圏域センター） ・ 障害者基幹相談支援センター ※必要に応じて教育委員会等も参加
地域づくり部会	就労部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 福祉課支援係 ・ 障害者基幹相談支援センター ・ サービス提供事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター ・ 公共職業安定所 ・ 特別支援学校 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所（A・B） ・ 就労定着支援事業所 ・ 長岡市商工部（産業支援課等） ・ 福祉課
サービス受け皿検討部会	

- ・ 委託相談支援事業所
- ・ 指定特定・一般相談支援事業所
- ・ 福祉課
- ・ 障害者基幹相談支援センター
- ・ サービス提供事業所

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

委託相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターと連携）

（２）専門部会とワーキングの関係について

- ・ 専門部会で検討する課題は長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。
- ・ 運営会議に提案した地域課題が、課題解決に向けてワーキングで取り組む必要があると判断された場合、その部会はワーキングに移行します。
- ・ ワーキングが活動している間は、原則、部会は開催せず、休止とします。ただし、必要により部会を開催することもできることとします。

4 その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

○ 連携を想定する会議等（例）

- ・ 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- ・ 施設長連絡会議
- ・ 障害者団体との意見交換会
- ・ 長岡市障害者施策推進協議会
- ・ 長岡市民生委員児童委員協議会
- ・ その他、関係機関等との連絡会議等

5 ワーキング

(1) ワーキングの位置付けと体制について

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題については、関係者によるワーキングが課題解決に向けて取り組んでいきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制で進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってワーキングの取組も終了します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行います。

○ 役割

- ・ 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- ・ 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- ・ 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

○ メンバー（例）

- ・ 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

委託相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターと連携）

○ 会議の開催

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定
（おおむね月1回程度のペース）

(2) ワーキングと専門部会の関係について

- ・ 部会から移行したワーキングでの取組が終了した後は、部会を再開します。
- ・ 再開した部会は、地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案していきます。

地域課題解決に向けた各会議の役割

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。(資料 No. 1・2)

○ 各会議の主な役割

【全体会】

- ・ 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

【運営会議】

- ・ 専門部会等から報告される地域課題の取扱いについて協議、決定
- ・ 専門部会、ワーキング等での取組状況の進捗管理

【専門部会】

- ・ 地域診断による地域課題の抽出と報告
- ・ 課題解決策の検討と提案

【ワーキング】

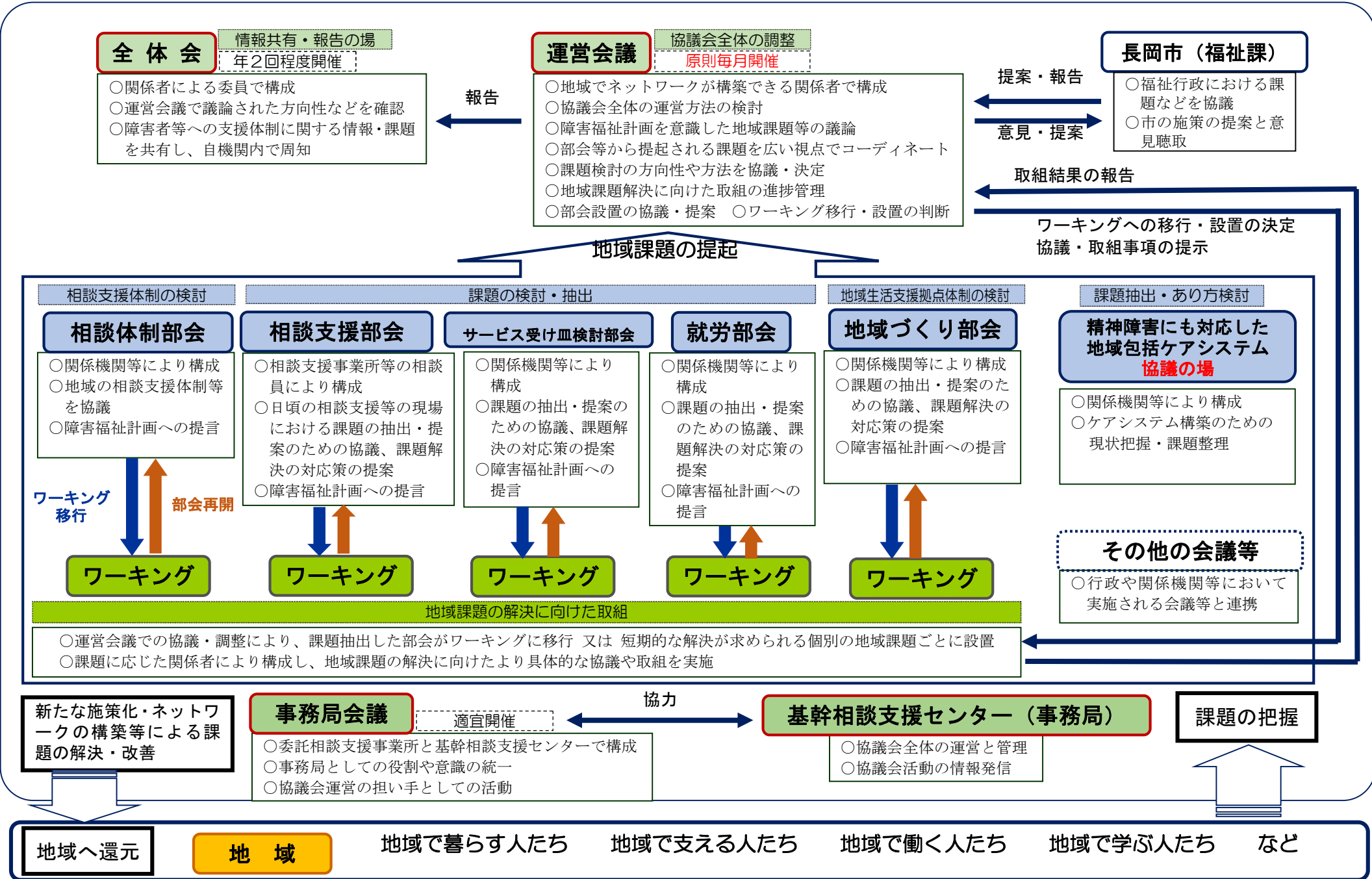
- ・ 課題解決に向けた具体的取組の協議
- ・ 具体的取組の実施

地域課題の取組管理・改善方法

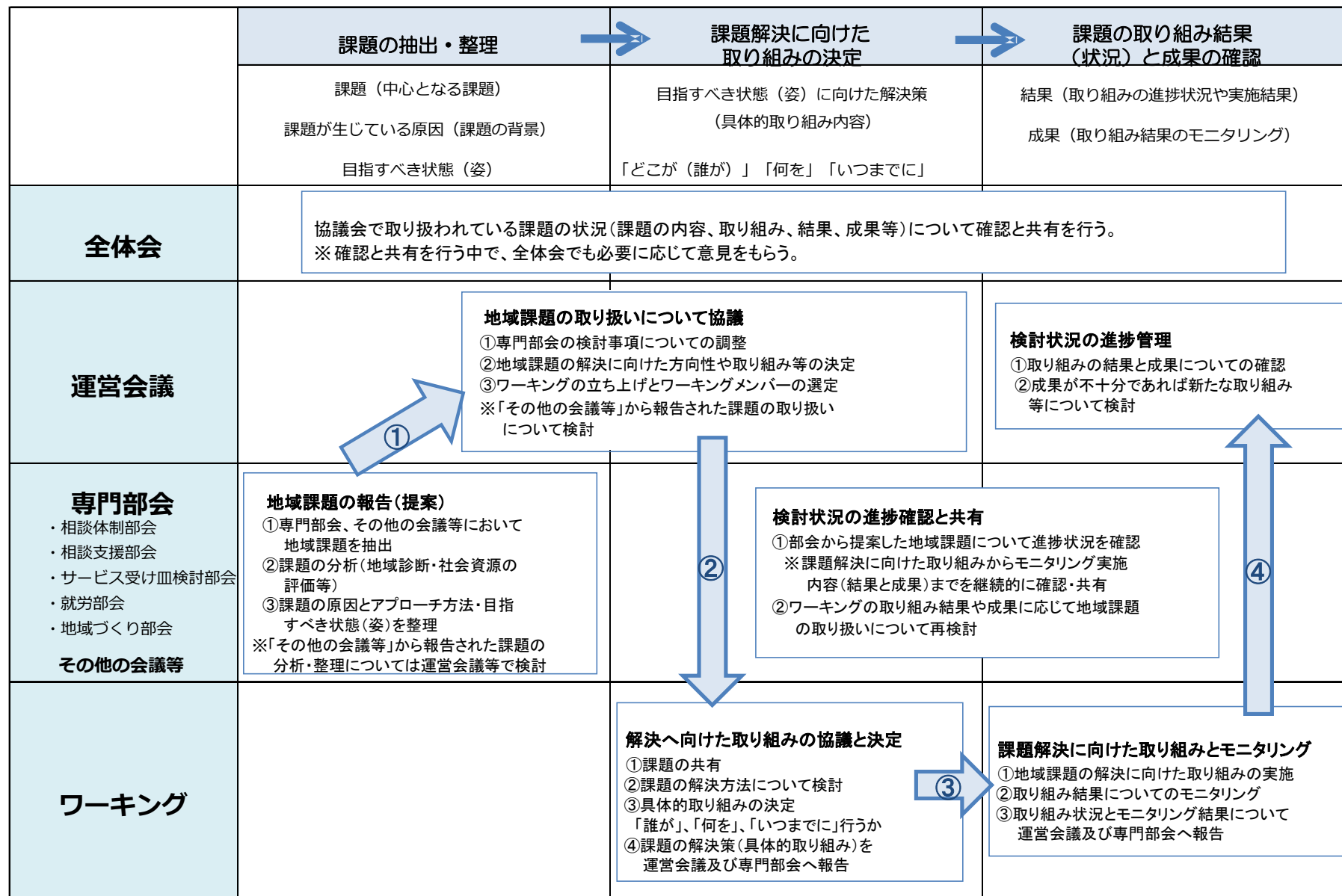
地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返しては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、P D C Aサイクル(Plan 計画、Do 実行、Check 振り返り、Adjust 調整)で取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。P D C Aサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。(資料 No. 3)

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるため、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったP D C Aサイクルで取組を実施します。

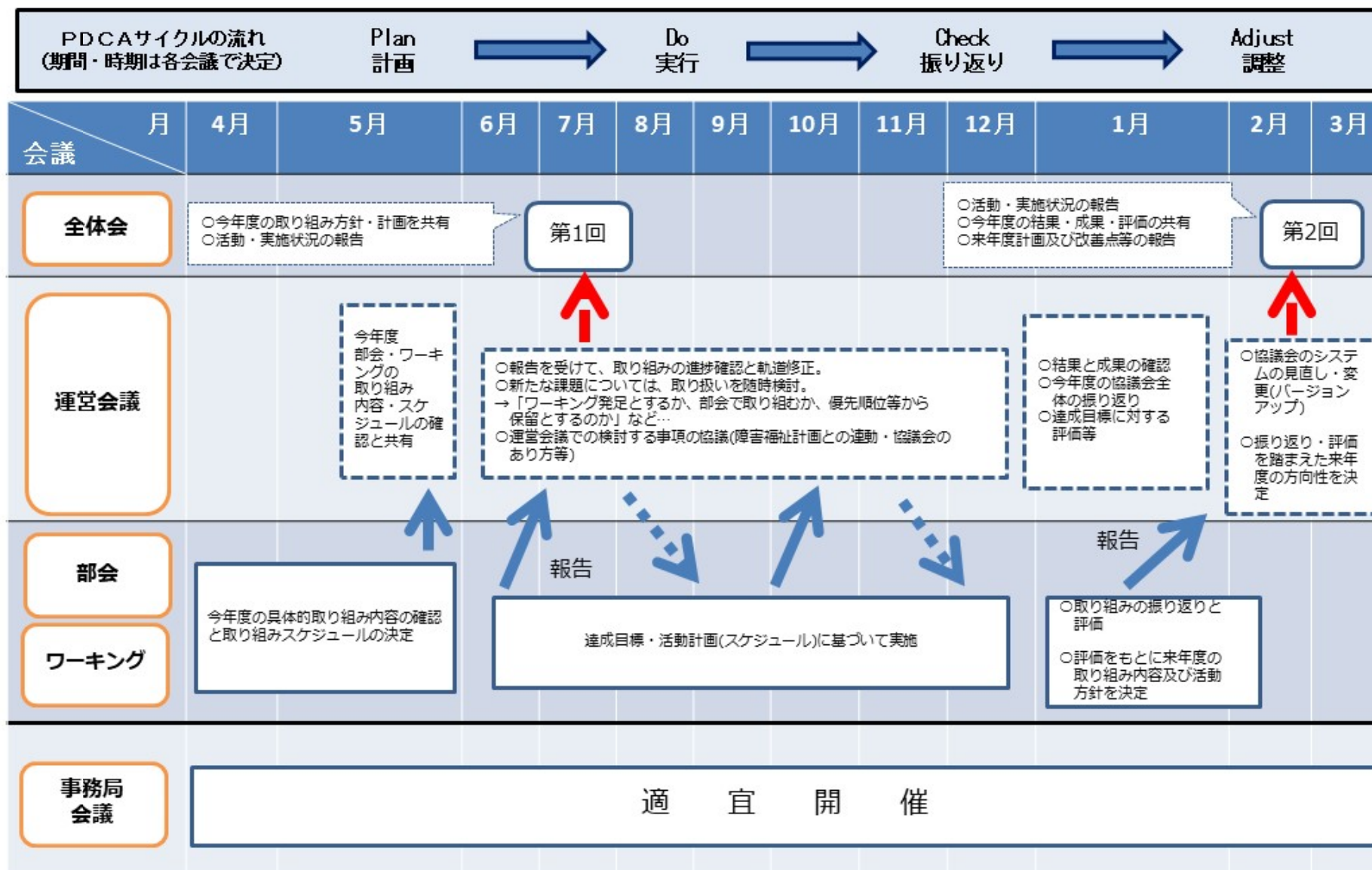
長岡市障害者自立支援協議会の構成



地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割



協議会のPDCAサイクル



長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

～ 障害者の支援体制に関する課題について協議しています ～

【障害者自立支援協議会とは】

この協議会では、関係機関が障害者の支援体制に関する課題について情報共有し、連携を図りながら地域の実情に応じた支援体制の整備について協議します。

障害のある方が自立して自分らしく生活できる社会を目指し、長岡市では関係機関の協力のもと、様々な取組や検討を行っています。

全体会

情報や課題を共有

＜年3回開催 様々な関係機関で構成＞

- 運営会議、部会、ワーキングで検討された方向性や取組などの状況を各所属機関で共有しました。
- 第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画や市の取組等について共有しました。

運営会議

協議会全体の調整

＜年7回開催 様々な関係機関で構成＞

- 部会、ワーキングでの取組状況を共有し、地域課題解決に向けた調整や方向性を協議、決定しました。
- 課題解決に向けた協議会全体の評価を行いました。

相談支援体制について

相談体制部会

長岡市が目指す相談支援体制

＜年6回開催 様々な関係機関で構成＞

- 相談支援体制全般を議論する場として、長岡市が目指す相談支援体制（指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制）を設定しました。今後はこの体制を機能させるための方策について検討を進めていきます。

就労支援について

就労部会

就労定着のためにできること

＜年4回開催 様々な関係機関で構成＞

- 就労系サービスの現状把握と必要な取組について議論する場として、今年度は就労定着支援をテーマにしました。
- 就労定着支援においては、本人と関係機関がサービス利用について共通認識を持つことの必要性を確認し、そのために、国が示す「就労パスポート」を活用していくこととしました。

地域生活支援拠点について

地域づくり部会

地域生活支援拠点等整備の検討

＜年3回開催 相談支援事業所と行政で構成＞

- 地域生活支援拠点の整備の方向性および整備に向けた取組について確認をしました。
- 今後は、市が提示する地域生活支援拠点の整備に対して、引き続き進捗確認を行い、必要に応じて関係機関を招き、具体的な内容を決めていくこととしました。

個別ケース支援について

相談支援部会

地域をみて 個別支援に生かす

＜年6回開催 相談支援事業所と行政で構成＞

- 相談支援従事者が、個別支援から確認した地域課題として「精神障害者が地域で暮らしにくい」という課題を議論しました。
- 課題に対する取組として、地域の関係機関等に相談先を明確にし安心感を持ってもらうために、相談支援事業所の紹介を目的とした冊子を作成し、周知を図ることとしました。

協議の場の設置に向けて

<年6回開催 様々な関係機関で構成>

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの協議の場の設置に向けて、課題の整理と協議の場のあり方について検討しました。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構成要素ごとに現状確認を行い、協議の場において検討が必要と思われる課題をまとめました。また、協議の場は、準備会から引き続き自立支援協議会のなかに位置づけることしました。
- 準備会での協議を経て、令和3年3月に初回の協議の場を開催し、理念及び位置付け等の確認、準備会で実施してきた地域アセスメントやとりまとめた課題について共有を行いました。

【障害者相談支援事業所との連絡会議】（年6回開催）

市内の障害者相談支援事業所（5事業所）と行政から構成され、令和元年度から導入した地区担当制の現状確認、現場の課題等について検討を行いました。

【相談支援ミーティング】（年6回開催）

市内の指定特定相談支援事業所（14事業所）と行政から構成され、計画相談支援の現状確認、現場の課題について検討を行いました。

本協議会での検討状況（全体会の議事録）は、長岡市ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp> から「自立支援協議会」で検索



令和3年度 相談体制部会 活動方針

【これまでの経過】

相談体制全般の協議をする部会として進める中、平成31年4月に委託相談の地区担当制を導入。委託相談に関する協議は「委託相談支援事業所との連絡会議」、計画相談に関する協議は「相談支援ミーティング」を部会とは別に設置して必要な協議検討を行っている。

相談体制部会としては、改めて相談体制全般にかかる実態把握と課題抽出を行い、目指すべきビジョンとしては「障害分野だけでなく、高齢や児童、生活困窮等の他分野と連携しながら、たらい回しにならない相談支援体制を作ること」とし、そのために必要な取り組みについて検討してきた。

【今年度の方針】

「長岡市の相談支援体制の3層(基幹センター・委託相談支援・計画相談支援)の役割について再確認と検証を実施し、十分に機能させていくこと」

【具体的活動(取り組み)内容】

相談体制部会においては、基幹センターを取り上げて協議検討を進めていく。まずは役割の再確認と検証をするための評価項目の設定と評価者を決定し、機能強化につなげていく。

また、委託相談支援と計画相談支援については、既存の会議や新たに協議検討する場を設けて進めていくが、進捗や内容については相談体制部会で共有を図っていく。

長岡市の目指す相談支援体制～3層型(重層的)相談支援体制～

・新潟県
・圏域センター

- 特に専門性の高い支援及び対象者が少数なため広域対応が必要な支援の普及(障害児等療育支援事業、医療的ケア児等体制整備事業、高次脳機能障害支援センター、ひきこもり支援センター等)
- 法定研修、圏域別研修、専門コース別研修等の実施

<第1層>

指定相談支援事業所

基本相談支援を基盤とした障害福祉サービス等を利用する人に対する相談支援

【役割】

- 基本相談支援
- 計画相談支援、障害児相談支援の実施
サービス利用支援
障害児支援利用援助
継続サービス支援
継続障害児支援利用援助
(サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成、モニタリング)
- 地域移行支援・地域定着支援の実施
(地域移行支援計画、地域定着支援台帳の作成を含む)

<第2層>

委託相談支援事業所

一般的な相談支援(障害者相談支援事業)※総合支援法第77条3に基づく相談支援

【役割】

- 福祉サービスの利用援助
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活能力を高めるための支援
- 地域生活への移行に向けた支援
- 専門機関の紹介等
- 障害者相談員等の活用(ピアサポーター、ピアカウンセリングを含む)
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- 地域づくりに関する取組
(地域における支援体制の構築、地域の現状・地域ニーズ・課題等把握、協議会を活用した社会資源の開発・改善、協議会の運営等)
- 権利擁護
(成年後見制度の利用支援、虐待への対応、災害発生に係る対応)

<第3層>

基幹相談支援センター

地域における相談支援体制の整備、協議会をはじめとした地域の体制づくり

【役割】

- 関係機関からの相談対応(関係機関のネットワーク構築のためのサポート)
- 相談支援事業所・相談支援従事者への後方支援及び人材育成
(スーパーバイズ・OJT・研修会、事例検討会の実施等)
- 相談支援体制の整備と構築
- 地域移行・地域定着促進の取組
- 長岡市障害者自立支援協議会の運営
- 障害者虐待防止センター
(権利擁護・虐待防止)

相談支援の機能分担 ～3層型(重層的)相談支援体制のポイント～

地域において相談支援の果たすべき役割は多岐にわたるようになってきおり、これまでのように限られた相談支援事業所・相談支援従事者が、様々な相談支援を一緒くたに実施していくことに限界がある。

地域に必要とされる相談支援が不足なく効果的に実施されるためには、相談支援の機能分担と整備が重要

各相談支援が実施していく主要内容・役割

➤ 1層の計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

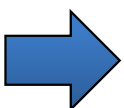
- ・総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等を利用する人への相談支援
- ・個別相談支援を通して確認した地域課題等への対応(協議会等を活用した社会資源の開発・改善、地域づくり)

➤ 2層の障害者相談支援事業(委託相談支援)

- ・サービス利用等も含めた初期相談への対応、福祉サービスを利用しない人・利用につながらない人への相談支援、地域生活支援事業等(計画相談・障害児相談の対象とならないサービス等の利用者)利用者への相談支援
- ・障害者虐待の防止、早期発見等への取り組み
- ・障害のある人が地域生活を送るための地域づくり
(地域への普及啓発、地域状況・課題と地域ニーズの把握、社会資源の開発・改善等)
- ・協議会の運営協力(協議会関係会議の企画運営等を含む)

➤ 3層の基幹センター

- ・相談支援事業所・従事者への人材育成及び後方支援
- ・相談支援体制の整備と構築(相談支援の実施状況等について現状・課題の把握、必要な取組み・整備の検討・実施等)
- ・障害者虐待防止センター(虐待対応、虐待防止・早期発見・権利擁護のための取組等)
- ・自立支援協会の運営 等



この3つの相談支援の層(機能・役割)が、連携・協働・補完の関係性を持ち、機能していく体制が重要となる。

※各層が担う相談支援事業に上位関係や役割の分断があるものではないことに留意。

**令和3年度 相談体制部会
検討状況報告書**

令和3年6月28日 更新

部 会 員	桜花園 坂橋様 茨内地域生活支援センター 中村様 子ども家庭センター 老田様 事長岡市福祉課支援係 柴野、中村 事長岡市障害者基幹相談支援センター 高橋、高木、平澤、布川、石井 障がい者支援センターあさひ 松崎様 長岡地域振興局 西巻様 長岡市福祉課 山田様 ※事は事務局
取組方針	相談支援体制全般を議論する。
具体的取組	長岡市の相談支援体制の3層（基幹センター・委託相談支援・計画相談支援）の役割について再確認と検証を実施し、十分に機能させていく。 取り組み内容： ①第3層の評価（基幹センターの役割の再確認と検証をするための評価項目の設定と評価者を決定し、機能強化につなげる）を行う。 ②第1層の評価（計画相談支援事業所で、新規相談者をたらい回しにしない体制づくり）について、他の検討部門と進捗状況を共有しながら、各層との連携・協働・補完の関係性をより強化させていく。 ③第2層の評価（委託相談支援事業所の業務内容の視覚化と実態把握）について、他の検討部門と進捗状況を共有しながら、各層との連携・協働・補完の関係性をより強化させていく。 ④地域づくり部会の相談機能部分との連携
開催日	取組・検討内容
【第1回】 6月28日	・今年度の自立支援協議会と部会の取り組み方針について確認 ・具体的取り組み内容の項目①～④の内容の整理 ・部会員、事務局それぞれより部会に対する意見をもらう
【第2回】 8月4日	
【第3回】	
今後の検討の方向性	・それぞれ連動した動きができるよう、第1層～第3層の評価スケジュールを示す。 ・現在実施している第1層の現状把握・分析結果をもとに、3層のどこに焦点を合わせるか検討する。
運営会議への伝達事項等	・特になし

令和3年度 相談支援部会活動方針

【これまでの経過】

◇これまでの相談支援部会で抽出した地域課題とその取組について(H27年度～H29年度)

- ①「重度の身体障害の入浴手段」⇒H30年度ワーキングにて、移動入浴制度改正の成果を確認のうえ取扱い終了。
- ②「栃尾の移動手段」⇒H29年度ワーキングで検討開始。H30年度には一定の取組が完了したため取扱い終了。
- ③「中之島地域の医療機関での送迎」⇒個別相談支援における調整・工夫が可能なものとして、部会での取扱い終了。
- ④「行動障害がある児童のサービス利用」⇒H30年度ワーキングにて検討を開始し、研修会を実施。令和元年度も同様の内容で研修会を実施、一定の効果の確認を行い取扱い終了。

◇H30年度は、情報機能・教育機能の強化を図り、個別相談支援を実施する中での地域課題の捉え方や地域課題の生じる背景等について地域状況と照らし合わせながら、理解を深める活動を実施した。

◇令和元年度は、個別相談支援の中から地域課題を抽出し、「精神障害者の施設入所が進まない」課題に対し、解決に向けた情報交換会を実施した(単年度の取り組み)。

◇令和2年度は、元年度に引き続き個別相談支援の中から地域課題を抽出し「精神障害者が地域で暮らしにくい」課題に対し、まずは相談先を明確にするため、相談支援事業の周知をするため冊子の作成を行った。

【今年度の方針】

相談支援従事者が、個別相談支援から確認した地域課題をあげ、効果的な解決方法を検討し実行する。

【具体的活動(取り組み)内容】

- ◇課題の抽出方法としては、各支援センターより地域課題を持ち寄ってもらって部会の中でプレゼンテーションし、取り組む地域課題を決定する。
- ◇課題集約とピックアップした地域課題の分析・整理に注力し、取り組むべき地域課題や地域課題の分析と必要な取り組みの整理を行い、効果的なアクションプランを立てて実施する。

令和3年度 相談支援部会 検討状況報告書

令和3年6月29日 更新

部 会 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援センターあさひ(鈴木) ・ 障がい者支援センターピュアはーと(安田) ・ 相談支援事業所クオリード(池内) ・ 相談支援事業所ふぁーれ(高橋) ・ 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル(井口) ・ 多機能子どもセンター銀河(星野) ・ 長岡療育園(石田) ・ 障がい者支援センターさんわ(藤ノ木) ・ 相談支援事業所あすなろ(小野里) ・ 相談支援事業所わしま(青柳) ・ 相談支援センターふかさわ(加野) ・ 柿が丘学園(遠藤) ・ 子ども家庭センター(若井、立川) <p> <input type="checkbox"/>障害者相談支援センターとちお(諸橋) <input type="checkbox"/>越路ハイム地域生活支援センター(今井) <input type="checkbox"/>長岡市障害者基幹相談支援センター(布川、石井、関) </p> <p style="text-align: right;">※<input type="checkbox"/>は事務局</p>
取組方針	相談支援従事者が、個別相談支援から確認した地域課題をあげ、効果的な解決方法を検討し実行する。
具体的取組	<p>・ 課題の抽出方法としては、個別相談支援を実施する中で地域状況の確認(課題集約)と情報共有からスタートする。</p> <p>課題集約とピックアップした地域課題の分析・整理に注力し、取り組むべき地域課題や地域課題の分析と必要な取り組みの整理を行い、効果的なアクションプランを立てて実施する。</p>
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和3年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の自立支援協議会と部会の活動内容、取り組み方針を確認。 ・ 各事業所で持ち寄った地域課題を全体で共有し、令和3年度取り上げる地域課題について検討し、①相談支援の周知が進んでいないこと、②移動支援を有効に利用できないこと、2つの課題を抽出した。
【第2回】 令和3年7月20日予定	
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、地域課題の事例確認と、課題が生じる背景の確認を行いながら、地域課題の解決に向けた必要な検討を進めていく。
運営会議への伝達事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

令和3年度 就労部会 活動方針

【これまでの経過】

平成30年度は、就労移行支援の再利用（就労移行支援を経て就労継続支援を利用している方が、改めて就労移行支援を利用すること）の必要性について福祉課障害支援係とともに検討を行い、市独自のルールを設けて、就労移行支援の再利用が可能な仕組みを適用することとなった。

令和元年度は、就労移行支援の再利用について適用後の状況確認、就労定着支援の現状と課題の確認、福祉課と共同で全就労系サービスを対象にしたヒアリングを実施し、福祉課主催で「就労促進連絡会」を開催した。

令和2年度は、「就労定着支援」をテーマとし、市内5事業所の実態把握と課題抽出を行ったうえで、就労定着に結びつく取り組みについて検討を進めてきた。

【今年度の方針】

就労定着率アップにつながるよう【就労パスポート】の周知と活用促進を行う。

【具体的活動(取り組み)内容】

令和2年度に引き続き「就労定着支援」をテーマとする。

まずは就労部会で作成した【就労パスポート・モデル】を就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援、相談支援の関連する各事業所への配布や活用促進の方法について検討する。併せて、就労定着支援についての周知や活用についての検討も行う。

就労パスポート

障害のある方が、働く上での自分の特徴や希望する配慮などを整理し、就職や職場定着に向け、支援機関や職場と必要な支援などについて話し合う際に活用できる情報共有ツールです。

令和3年度 就労部会 検討状況報告書

令和3年6月28日 更新

部 会 員	障がい者就業・生活支援センターこしじ 太田様 ワークセンターのっぺ 山田様 創造工房コスモス 高頭様 ワークセンター千秋 菊池様 田宮病院就労支援室 川崎様 長岡公共職業安定所 和田様 長岡市商工部産業立地課 清水様 事 相談支援センターふかさわ 長部 事 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 永井 事 長岡市福祉課障害支援係 齋藤、高橋 障害活動係 長谷川、小林 事 長岡市障害者基幹相談支援センター 石井、近藤 <p style="text-align: right;">※事は事務局</p>
取組方針	就労定着率アップにつながるよう【就労パスポート】の周知と活用促進を行う。
具体的取組	まずは就労部会で作成した【就労パスポート・モデル】を就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援、相談支援の関連する各事業所への配布や活用促進の方法について検討する。 併せて、就労定着支援についての周知や活用についての検討も行う。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和3年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市障害者自立支援協議会について確認 ・昨年度の振り返りと今年度の活動方針、取り組みについて確認 ・実際に就労パスポートを使用している部会員から、使用して気づいた点や意見について確認。
【第2回】 令和3年7月29日	
【第3回】 令和 年 月 日	
【第4回】 令和 年 月 日	
今後の検討の方向性	厚労省が作成している「就労パスポート活用の手引き」では、使用するメリットが分かりにくかったり当事者への説明が難しいことから、目的やメリットをより分かりやすくしたパンフレット等の作成を検討していく。
運営会議への伝達事項等	なし

令和3年度 地域づくり部会 活動方針

【これまでの経過】

長岡市における地域生活支援拠点等の整備については、『多機能拠点』と『面的整備』の併用整備型を目指し、数ある社会資源や地域に必要とされる機能について整備・充実・強化に向けた検討を進めている。

地域づくり部会においては平成29年度から機能の検討を行い、令和2年度からは行政の提案を受けて、地域生活支援拠点等の整備の進め方について了解した。

【今年度の方針】

行政の提案を受けながら、地域生活支援拠点等の実施に向けて検討を進める。

【具体的活動(取り組み)内容】

- ・行政の提案を受けながら、地域生活支援拠点等の実施および施策の策定を進めていく。
- ・部会としては事務局(委託相談支援事業所、福祉課支援係、基幹センター)が方向性や進捗確認を行い、検討状況に応じて必要なメンバー(機能を担ってもらうサービス提供事業所)より部会に参加いただき、具体的な内容を決めていく。

地域生活支援拠点について

◇地域生活支援拠点の理念	障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備し、障害児・者の生活を長岡市全体で支えるサービス提供体制をつくる。
◇長岡市の整備類型	既存の多機能拠点型ながおかホーム＋長岡市内にある多数の資源を活用する面的整備型の「併用型整備」とする。 理由としては、多機能拠点型ひとつでは広域な長岡市全体のカバーが難しいことと、市内に点在する複数の資源を活用していくため、併用型整備とした。 ながおかホームと点在する社会資源(面的)は‘並列関係’であり、対象者にとってベストな支援につなぐ方法がとれる体制を整備する点がポイントとなる。
◇拠点整備における役割	長岡市：各機能の内容について実施主体、実施内容、実施方法を検討し、加算の支払いも含めて実施する。24h コールセンターのあり方は、拠点の検討状況を見極めて検討する。 検討内容や進捗を自立支援協議会や関連部会へ相談や報告を行いながら進めていく。 各部会：地域づくり部会にて、行政の提案を受けながら拠点の実施や施策の策定について進めていく。まずは事務局(委託相談支援事業所、福祉課支援係と基幹センター)にて方向性や進捗確認を行い、検討状況に応じて必要なメンバー(機能を担ってもらうサービス提供事業所等)より部会に参加してもらったうえで具体的な内容を決定していく。

機能	自立支援協議会での取り組み	今後の市の取り組み	整備目標
① 相談	○「相談」機能は体制部会と連動して検討することとなっていたが、相談体制部会において地域生活支援拠点の「相談」機能についての確認や協議は未実施。しかし以下の動きが進んでいることを自立支援協議会の中で確認している。 ・平成 28 年に基幹相談支援センターを設置し、困難ケースの対応や地域移行支援、地域定着支援のバックアップ、相談支援事業所の後方支援を行っている。 ・市内の相談体制として、基幹センター、委託相談、計画相談があり、国や県の示す重層的な相談支援体制整備に準じ、長岡市バージョンの 3 層構造を展開することが出来ている。 ・平成 31 年度に委託相談支援の地区担当制を導入し、福祉サービスの利用に至っていない人の相談窓口を明確化している。併せて、各関係機関との連携強化に努めている。 ・自立支援協議会の中に相談体制部会を設置し、長岡市の相談体制全般について協議する場を設けている。 ・「委託相談支援事業所との連絡会議」や「相談支援ミーティング」を 2 か月に 1 回実施し、現状把握や課題抽出、必要な協議検討を行う機会を設けている。 ・24h コールセンターを 2 法人が実施しており、事業内容の確認を行った。これを踏まえて 3 層の相談支援体制との役割を整理していく必要があるのではないかと。	【多機能拠点型】 ・既存のながおかホームで機能させていく。 【面的整備型】 ・既に相談体制の整備を進めており、委託相談の地区担当制を導入して窓口の明確化を図っていることや、24 時間の相談体制をとっているところがある等、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、必要なサービスのコーディネートや相談を行う体制が整備されつつあるため、実施内容や実施方法を定める。 その後、関係者へ説明と協力を依頼していく。	【多機能拠点型】 令和 4 年 1 月 【面的整備型】 令和 4 年 1 月 優先順位：高
② 受け入れ・対応	○平成 30 年度に地域づくり部会にて検討を実施。 ・計画相談の事業所、居宅介護、短期入所の事業所を対象に、緊急的な事由が発生した際の対応(概ね 72 時間以内)について実態調査を実施。 ・「緊急対応フローチャート(案)」を作成し、支援係が運用に向けて調整をしていくこととなった。 ・24h コールセンターの機能を確認したうえで、24h コールセンターが行うといった役割分担も一つの方法ではないかと。 ・必要な緊急受け入れが確実に行われるよう、関係機関と連携した取り組みを行うとともに、短期入所以外の緊急時支援や緊急受け入れに至る状態を予防する支援を推進することで、真に必要な人が緊急対応を受けられるよう、日常的な支援を含めた体制を整備していく方向となった。	・長岡市における「緊急時の定義」を決定する。 【多機能拠点型】 ・既存のながおかホームで機能させていく。 【面的整備型】 ・緊急の定義にあてはまる対象者のピックアップや、リスト作成を指定特定相談支援事業所に対して協力を依頼する。 ・緊急時の受け入れ・対応について、関係者へ説明と協力を依頼する。	【多機能拠点型】 令和 4 年 1 月 【面的整備型】 令和 4 年 4 月 優先順位：高
③ 機会・場の体験	○令和元年度に地域づくり部会にて検討を実施。 ・委託相談の 5 事業所を対象に、地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの必要性の視点でニーズ調査を実施。 ・既存施設を利用したアパートでの一人暮らし体験や、グループホームの体験利用の場等を整備するため、場の確保をはじめ、手続きの明確化や事業所に対する報酬や費用助成について検討が必要であることを確認した。	【多機能拠点型】 ・既存のながおかホームで機能させていく。 【面的整備型】 ・左記のとおり、部会において体験の機会と場の仕組みづくりを進めていく。	【多機能拠点型】 令和 4 年 1 月 【面的整備型】 令和 4 年 4 月以降
④ の確保・専門的人材養成	○令和元年度に地域づくり部会にて検討を実施。 ・施設入所支援、短期入所、生活介護、共同生活援助の事業所を対象に、事業所における人材育成の現状について調査を実施。 ・各法人、事業所ともすでに様々な内部研修を実施、外部研修に参加していることが確認できた。今後は法人間連携や介護保険等の他分野連携による相互協力を推進することで、専門的人材を養成し、必要な人材確保につなげていく方向を確認した。	【多機能拠点型】 ・既存のながおかホームで機能させていく。 【面的整備型】 ・左記のとおり、部会において法人間連携や介護保険等の他分野連携の推進による専門的人材の養成や、必要な人材確保につなげていく動きをとっていく。	【多機能拠点型】 令和 4 年 1 月 【面的整備型】 令和 4 年 4 月以降
⑤ 地域の体制づくり	○「地域の体制づくり」機能は体制部会と連動して検討することとなっていたが、相談体制部会において地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能についての確認や協議は未実施。しかし以下の動きが進んでいることを自立支援協議会の中で確認している。 ・平成 28 年に基幹相談支援センターを設置し、困難ケースの対応や地域移行支援、地域定着支援のバックアップ、相談支援事業所の後方支援を行っている。 ・市内の相談体制として、基幹センター、委託相談、計画相談があり、国や県の示す重層的な相談支援体制整備に準じ、長岡市バージョンの 3 層構造を展開することが出来ている。 ・平成 31 年度に委託相談支援の地区担当制を導入し、福祉サービスの利用に至っていない人の相談窓口を明確化している。併せて、各関係機関との連携強化に努めている。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場準備会において、長岡市の地域アセスメントを実施している。 ・「委託相談支援事業所との連絡会議」や「相談支援ミーティング」を 2 か月に 1 回実施し、現状把握や課題抽出、必要な協議検討を行う機会を設けている。	【多機能拠点型】 ・既存のながおかホームで機能させていく。 【面的整備型】 ・既に相談体制の整備を進めており、委託相談の地区担当制を導入して窓口の明確化を図っていることや、指定特定の事業所で 24 時間の相談体制をとっているところがある等、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、必要なサービスのコーディネートや相談を行う体制が整備されつつあるため、実施内容や実施方法を定める。 ・児童、高齢、生活困窮等、関係機関との連携強化を図る。	【多機能拠点型】 令和 4 年 1 月 【面的整備型】 令和 4 年 1 月 優先順位：高

**令和3年度 地域づくり部会
検討状況報告書**

令和3年6月29日更新

部 会 員	<input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ(五十君) <input type="checkbox"/> 事 障がい者支援センターあさひ(坂詰) <input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課支援係(柴野、大崎、中村、山田) <input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(高橋、平澤、高木、近藤、石井、布川) ※<input type="checkbox"/>事は事務局
取組方針	行政の提案を受けながら、地域生活支援拠点等の実施に向けて検討を進める。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の提案を受けながら、地域生活支援拠点等の実施および施策の策定を進めていく。 ・部会としては事務局（委託相談支援事業所、福祉課支援係、基幹センター）が方向性や進捗確認を行い、検討状況に応じて必要なメンバー（機能を担ってもらうサービス提供事業所）より部会に参加いただき、具体的な内容を決めていく。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和3年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の地域づくり部会の活動方針について確認を行う。 ・優先順位の高い「緊急時の受け入れ・対応」について、長岡市における緊急時の定義について議論した。
【第2回】	
【第3回】	
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回目に緊急時の定義と進め方を決定。その後、緊急時の定義にあてはまる対象者をピックアップするための調査を、指定特定相談支援事業所に対して実施していく。 ・緊急時の受け入れ・対応と併せて、コーディネーターの役割についても検討を行っていく。
運営会議への伝達事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様

令和3年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 活動方針

【これまでの経過】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長岡市としては令和2年度末までに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」を設置することとしている。

構築に向けては令和元年度に準備会を立ち上げ、地域アセスメントを行うことで実態把握と課題の整理ができ、準備会は終了して協議の場へつないだ。

【今年度の方針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を実現するため、まずは情報共有や意見交換の場とする。そのうえで地域ビジョン(地域のあるべき姿)を定め、目標達成に向けた取り組み方法(スケジュール)を決める。

【具体的活動(取り組み)内容】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」においては、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していくことを理念とし、準備会で整理した地域アセスメントと課題をもとに、必要な協議を進めていく。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」について

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念

精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく。そのために、まずは精神障害に特化した「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。（「協議の場」は理念を実現させるための取り組みの一つ）

2 「協議の場」の位置づけ

障害者自立支援協議会に位置付ける

理由：自立支援協議会は医療、福祉等の地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的であり、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要とされている。このことは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とも一致する。そのため、準備会を協議会の中に位置づけており、「協議の場」に移行しても引き続き協議会の中に位置づけるもの

3 「協議の場」において検討が必要と思われる内容、課題

◇基本理念

共通項目	意見交換の場とケアシステムの理念を共有する場
------	------------------------

◇医療

医 障	医療側と福祉側(地域)の退院に向けた視点の違い、役割分担、連携不足
医	アウトリーチの活用について、周知や有効な活用方法など

◇生活の場

障 住 医	地域移行支援(個別給付)の実数の伸び悩みと、実際の受け皿が少ない現状
障 住	精神障害に特化した施設や事業所がない・強度行動障害への対応(受け皿)
障 住	日中支援型グループホームがない
障 住	精神障害に対応できる施設職員のスキル不足
障 住	精神障害を理由に、アパートや市営住宅の利用を断られる、保証人がいない

◇チームアプローチ、他職種連携

医	引きこもりや医療中断者への対策、チームアプローチの方法(早期の関わり)
地	学校教育の場における障害福祉の周知不足(特に普通学校)
保	複雑かつ困難ケース(親や兄弟等を含めて世帯全体を見るケースや生活困窮、8050 問題等)が増えてきて、1 事業所だけでの対応が困難なため、他機関(児童、高齢、保健師等)との連携が必須であるが、体制ができていない

◇ピアサポート

社 地	ピアサポーターの養成とピアサポーターの活動の場、フォローアップ体制、人材不足
-----	--

4 「協議の場」実施計画

- ・協議の場においては情報共有や意見交換を行い、そのうえで「地域ビジョン(地域のあるべき姿)」と具体的な目標(年度ごとの数値目標であることがのぞましい)を設定し、計画的に進めていきたい。
- ・自立支援協議会全体(長岡市全体)で取り組む
 - 相談体制部会、相談支援部会、就労部会、地域づくり部会、サービス受け皿検討部会、その他の会議等において、それぞれの切り口で精神障害だけでなく身体障害や知的障害にも共通する地域課題の協議、検討を行う。
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場
精神障害者が地域で暮らしやすくなる仕組みの構築を目指すための協議
- ・年5回程度の開催を想定

<協議の場準備会メンバー>

- ・保健関係者：長岡保健所
- ・医療関係者：市内の精神科病院2カ所（県立精神医療センター、田宮病院）
- ・福祉関係者：相談支援事業所2カ所（あさひ、分室サンスマイル）、
サービス提供事業所1カ所（ふぁーれ）
- ・行政担当課：福祉課（障害支援係、障害活動係、基幹相談支援センター）

計12人

令和3年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 活動方針

【これまでの経過】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長岡市としては令和2年度末までに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」を設置することとしている。

構築に向けては令和元年度に準備会を立ち上げ、地域アセスメントを行うことで実態把握と課題の整理ができ、準備会は終了して協議の場へつないだ。

【今年度の方針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を実現するため、まずは情報共有や意見交換の場とする。そのうえで地域ビジョン(地域のあるべき姿)を定め、目標達成に向けた取り組み方法(スケジュール)を決める。

【具体的活動(取り組み)内容】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」においては、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していくことを理念とし、準備会で整理した地域アセスメントと課題をもとに、必要な協議を進めていく。

令和3年度 サービス受け皿検討部会 活動方針

【今年度の方針】

長岡市全体として、生活介護の利用を希望しても、結びつかないケースが増えているため、希望に応じた利用ができる体制を作っていく。

【具体的活動(取り組み)内容】

- ・市内の生活介護のサービス提供事業所に対して、受け入れ状況と断るケース等について実態把握を行う。
- ・実態を確認した上で課題の整理を行い、受け入れ状況が改善する方法の検討に入る。検討内容に応じて、必要な機関の職員に部会に参加いただく。

令和3年度 サービス受け皿検討部会
検討状況報告書

令和3年6月29日更新

部 会 員	<input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ(稲川) <input type="checkbox"/> 事 障がい者支援センターあさひ(棚村) <input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課支援係(柴野、山田、中村) <input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(関、高木、布川) <p style="text-align: right;">※<input type="checkbox"/>事は事務局</p>
取組方針	長岡市全体として、生活介護の利用を希望しても、結びつかないケースが増えているため、希望に応じた利用ができる体制を作っていく。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の生活介護のサービス提供事業所に対して、受け入れ状況と断るケース等について実態把握を行う。 ・実態を確認したうえで課題の整理を行い、受け入れ状況が改善する方法の検討に入る。検討内容に応じて必要な機関の職員に部会に参加いただく。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和3年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス受け皿検討部会の発足経過と活動方針について確認を行う。 ・事務局の中で生活介護の受け皿に関する情報共有を行い、傾向の確認を行った。 ・実態把握のための取り組み内容について確認を行った。
【第2回】	
【第3回】	
今後の検討の方向性	・生活介護のサービス提供事業所に対して実態把握をするためのアンケートを実施する。予定としては7月中に発送、集計を行い8月に第2回を開催予定。あがってくる実態と課題を整理し、部会として取り組む内容について決定したい。
運営会議への伝達事項等	・上記同様